



特集

「デジタル時代、芸術創造の新たな大循環を」開催 …… 2

インターネット上の海賊版対策をめぐる動向について …… 4

——リーチサイトやサイトブロッキングを中心に——

CPRA ニュース

VOL. 91

JAN. 2019

CONTENTS

MOVEMENT …… 6

ACTION …… 7

COLUMN/ESSAY …… 8

年頭に当たって

Nomura Man

野村 萬

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 会長

伝統芸能に携わる者は、伝統のみに留まることなく、常に緊張感をもって、現代に向き合い、今生きているものとして呼吸をしていなければなりません。温故知新という言葉がありますが、現代芸術において「故きを温ね新しきを知る」創造への試みが重要であるように、伝統芸能において「新しきを温ね故きを知る」ことに、心を働かせていることが必要であります。〈過去〉と〈現代〉だけでなく、様々な事柄における振幅度は、組織運営においても重要な要素であり、己の位置する部署と反対の方向に振り子が触れることを、大切に作る組織でなければなりません。芸団協の事業においても、CPRA事業と実演芸術振興事業とが、車の両輪として引っ張り合い、中心軸はぶれず、公益法人としての自覚と意志を、変わらず持続させていかなければならないと考えています。

先頃、韓国の権利者団体と友好を深める機会を頂きました。花伝舎における歓迎の席上、「芸能花伝舎」の命名の由来と共に、「韓国における文化予算と取組

みの体制が、我が国よりも大いに先んじておられることに、私たちは確りと学び、共に切磋琢磨し、文化芸術の大輪の花が咲き誇る国を目指して参りたい」と、御挨拶申し上げました。

海外権利者団体との業務は、CPRA事業において、重要な位置を占めております。契約に基づき、日々、厳正に業務を進めることは当然のこと、権利の根底にある芸術創造について、相互理解を深めることが何よりも重要であることに、改めて思いを致す貴重な機会となりました。

昨年、第196回通常国会において、文部科学省設置法の一部を改正する法律など文化芸術に関わる5つの法律が成立。衆参両委員会における審議の過程で、「文化庁の京都への本格移転は、文化行政の機能強化の途上であること」、「文化振興施策をさらに発展・充実させていくため、『文化省』の創設を見据え、引き続き文化行政に関する取組の在り方を検討すること」を柱とする、極めて重要な附帯決議がなされ、国会における「文化省創設」に向けての潮流が生まれました。

更に、文化芸術振興議員連盟・河村建夫会長による「五輪の年には文化省」の提唱より4年を経、12月の議連総会において、「『文化芸術省』創設の提言」が取りまとめられるに至りました。

提言は、「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人間の変わらない願いである」との文化芸術基本法の理念を、文化行政の原点と位置づけ、文化芸術が本来有する価値を高めることを中心に据え、様々な分野で文化芸術行政が行われる必要性を強く打ち出す内容となっています。政府へ提案されることも併せ決定され、「文化省」創設実現に向け、新たな局面に、更なる一步を踏み出したと申し上げても過言ではありません。

年頭に当たり、本年を初心の年と捉え、文化芸術基本法を確りと背骨に据えることを本然とし、「文化省」創設に向けて、倦むことなく力強く、粘り強く思いを継続し、実演家の自覚と覚悟をもって邁進する所存を申し上げ、御挨拶と致します。

「デジタル時代、芸術創造の新たな大循環を」開催

芸団協CPRAは、2018年10月30日に、文化芸術推進フォーラムによる連続フォーラム『今こそ文化省!』(全6回)の第2回として「デジタル時代、芸術創造の新たな大循環を——今、実演家、クリエイターは適切かつ公平な対価を得ているか?」を、衆議院第一議員会館の多目的ホールで開催した。国会議員や関係者、学生など170余名の参加者が集まり、デジタル時代の著作権制度の課題について活発な議論が行われた。

問題提起

はじめに、中井秀範芸団協CPRA運営副委員長による挨拶があり、続いて安藤和宏教授(東洋大学法学部)より、「Value Gap問題」、「レコード演奏・伝達権」、「私的録音録画補償金制度」の各テーマの概要が紹介された。安藤教授は世界の音楽配信市場の推移を概観したうえで、「デジタル・ネットワーク時代になり、実演家や創作者に正当な報酬が支払われると考えられていたが、そうはならなかった」として、現在の著作権制度がユーザーの利益の確保に傾き過ぎており、文化の発展のためには、実演家や創作者の利益を確保する必要があると指摘した。

Value Gap問題

まず、安藤教授より「Value Gap問題」に関する報告が行われた。「Value Gap問題」とは、YouTubeのようなユーザーがアップロードするコンテンツの



ストリーミング・サービスを提供するサービス・プロバイダが音楽から得ている収益と、音楽の権利者が得ている収益とが不均衡であることを指す。具体的には、オンデマンド・ストリーミング・サービスであるSpotify等の定額音楽配信サービスでは、ユーザーひとりあたり年間20ドルが権利者に支払われているのに対し、YouTubeでは1ドル未満しか支払われていない。

この不均衡の主たる原因は、サービス・プロバイダを保護するセーフ・ハーバー条項とノーティス・アンド・テイクダウンと呼ばれる制度にあり、同条項の下では権利者がサービス・プロバイダに削除要請の通知をして(ノーティス)、違法コンテンツがようやく削除される(テイクダウン)ため、権利者はYouTube上のコンテンツを常に監視しなければならない、過度な負担がかかっている。権利者がこの負担から逃れようとするれば、YouTubeが提示する条件を飲まざるをえず、対等な交渉が行えない現状があると指摘されている。

安藤教授はこの問題に対する権利者の主張、Googleの主張をそれぞれ紹介したうえで、アメリカにおけるセーフ・ハーバー条項見直しに関する動向と、EUにおける最近の議論を紹介した。特にEUでは、2018年9月12日に「デジタル単一市場における著作権に関する指令案」に対する欧州議会の修正案が可決された。これはコン

テンツ・フィルタリング・システムの確立を定めるものであり、「Value Gap問題」の解決に向け、進展する可能性があることを紹介した。

安藤教授はさらに、日本での議論の遅れを指摘し、ビジネスモデルが定額音楽配信サービスに移行することが明白であるため、動画投稿型サービスの提供者に対して早めに手を打つ必要があるとして、海外動向の調査・研究と有効な対策を講じる必要性を訴えた。

レコード演奏・伝達権

続いて中井運営副委員長より、「レコード演奏・伝達権」について報告が行われた。レコード演奏・伝達権とは、市販された音源を店舗等で聴かせる目的で利用する場合に適用される権利である。日本では作詞家・作曲家には演奏権があるが、実演家やレコード製作者には同様の権利がない。この点、レコード演奏・伝達権は世界144カ国で導入されており、先進国で導入していないのは、日本、アメリカなど極めて少数である。また、先進国だけでなく、アジア諸国でもレコード演奏・伝達権が導入されており、韓国では2016年にレコード演奏・伝達権の範囲が拡大されている。このようなレコード演奏・伝達権は、日本も加盟している「実演及びレコードに関する世界的著作権機関条約(WPPT)」が定める公衆への伝達権の一部として規定され、実演家やレコード製作者に報

酬請求権を与えている。

中井運営副委員長は、日EU経済連携協定(EPA)でも、日本の制度整備が遅れている点が問題視され、同協定第14章第12条では「両締約国は、レコードの利用についての保護に関する国際的な基準の重要性に十分な考慮を払いつつ、公衆に対するあらゆる伝達のためのレコードの利用についての十分な保護に関し引き続き討議することに合意する」との規定が設けられた点を指摘し、レコード演奏・伝達権の早期導入を訴えた。

また、中井運営副委員長は、レコードの公衆への伝達に関する日本の著作権制度について、レコード演奏を無権利とする一方、ウェブキャストやサイマルキャストに適用される権利を許諾権としており、非常に複雑でバランスが悪いと指摘し、WPPTや諸外国との比較を踏まえ、レコードの公衆への伝達に係る制度全般を見直すべきであり、その際には実演家とレコード製作者が公平に「50:50」で報酬を得る制度を構築する必要があると結論づけた。

私的録音録画補償金制度

最後に、椎名和夫芸団協CPRA運営委員より「私的録音録画補償金制度」

について報告が行われた。

日本の私的録音録画補償金制度では、著作権法の権利制限規定により、個人が家庭内で楽しむための複製を広く認める代わりに、政令で定める機器・記録媒体を用いたデジタル方式の録音・録画について、著作権者等への補償金の支払いを義務付けている。

WIPO調査によれば、2015年における日本の一人あたりの私的録音録画補償金額は約1円であり、最も高いフランス(約446円)はもちろん、EU諸国平均(約187円)どころか、調査対象となった28カ国平均(約77円)にも遠く及ばない状況にある。この原因として、多機能機器への課金状況の違いが挙げられ、特にPCやタブレット、スマートフォン等を対象としているEU諸国との差が顕著であることを指摘した。

また、椎名運営委員は私的録音録画補償金制度について、消費者に自由な私的複製を認める一方、権利者に補償金を得させることで両者の利益の調和を図り、著作物等の保護と利用のバランスをとる重要な制度であると指摘したうえで、「真の『文化芸術立国』実現のためにも、私的録音録画補償金制度の見直しは急務である」として、実質的に機能していない補償金制度の早期見直しを訴えた。



意見交換

意見交換では、文化芸術振興議員連盟事務局長の伊藤信太郎衆議院議員より、科学技術の進歩に伴って視聴手段やビジネスモデルが変化し、法制度が対応できていないという課題があるが、クリエイターやアーティストに適正な還元がなければ文化芸術そのものが創造できなくなる。利害関係者が多数存在するため解決は容易ではないが、納め得るシステムの構築と、必要な法的な手当に取り組んでいきたい、との発言があった。また、同事務局長の浮島智子衆議院議員より、本日提起された課題をはじめ、議連として様々な課題に取り組んでいきたい、との発言があり、諸課題解決と文化省創設に向けた協力が呼びかけられ、フォーラムは盛況裡に終了した。

(企画部法務課 黒田智昭)

チケット高額転売規制法が成立

2018年11月7日、文化芸術推進フォーラム連続フォーラム『今こそ文化省!』の第4回として「チケット高額転売の現状と規制法案を語る」が開催された(主催:日本音楽事業者協会/日本音楽制作者連盟/コンサートプロモーターズ協会、協力:ライブ・エンタテインメント議員連盟ほか)。このフォーラムでは、音楽、演劇・ミュージカル及びサッカー業界でのチケット高額転売による被害状況などが報告さ

れ、チケット高額転売規制法のいち早い成立を求めている。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、かねてより超党派の議員連盟を中心に法案について議論が重ねられていたところ、12月4日に衆議院本会議に文部科学委員長より転売規制法案(正式名称「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案」)が提出され、可決。参議院に

送付、審議された後、12月8日の参議院本会議で可決、成立した。転売規制法では、興行主が転売禁止を明示したチケットを、業として定価以上で不正転売することや、不正転売を目的として譲り受けることを禁止し、違反者には1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらが併科される。転売規制法は、2019年6月14日から施行される。

(著作隣接権総合研究所 君塚陽介)

インターネット上の海賊版対策をめぐる動向について

——リーチサイトやサイトブロッキングを中心に——

インターネット上の海賊版対策をめぐる議論が進められている。

近時、注目を集めたリーチサイトの規制やサイトブロッキングについて、これまでの議論を振り返ってみたい。

インターネット上の著作権等侵害対策の背景

インターネットでは、音楽や漫画、アニメ、映画、放送番組などの不正流通が後を絶たず、著作権者や実演家、レコード製作者、放送局など権利者に甚大な被害をもたらしている。現行著作権法では、権利者は、インターネットにおける著作物などコンテンツの利用について、複製権や公衆送信権、送信可能化権といった権利が認められている。したがって、これらの権利に基づいて、インターネットにおける海賊版コンテンツなどを差し止めたり、損害賠償を求めたり、場合によっては、刑事罰などの救済を求めることができる。しかしながら、インターネットにおいては、そもそも誰が著作権等の侵害を行っているのか、侵害を行っている者が何処にいるのか特定することが困難な場合も少なくない。そこで、著作権等の権利侵害を助長したり、関与したりする者などを規制することによって、インターネット上の海賊版対策を講じる方策が検討されている。近時では、著作権等を侵害するコンテンツを掲載する海賊版サイトへのリンクを提供する行為、いわゆる「リーチサイト (leech site) *1の規制」や、海賊版サイトへの接続遮断、いわゆる「サイトブロッキング」について議論が進められた。

リーチサイトの規制をめぐる検討経緯

2016年5月9日に決定された『知的

財産推進計画2016』では、ユーザーを侵害コンテンツに誘導するためのリンクを集めて掲載するリーチサイトが、現行著作権法上、侵害行為に該当するかどうか明らかではなく、リーチサイト運営者に対して削除要請を行っても対応がなされないなど対応が難しく、しかも、リーチサイトが海外のサーバーに置かれている場合も多いため対応を一層困難にしているとの問題意識のもと、「リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、対応すべき行為の範囲等、法制面での対応を含め具体的な検討を進める」とした。

これを受けて、2016年度から2018年度にかけて著作権分科会の法制・基本問題小委員会では議論が進められた。小委員会では、漫画やアニメ、音楽、放送、ゲームなどの権利者団体のほか、ヤフーやグーグルなどプラットフォームに対してもヒアリングが行われた。

さらに、リンク情報の提供行為はインターネットによる情報伝達（表現行為）において不可欠な役割を担い、表現の自由の制約にも関わることから、リンク情報の提供行為やリーチサイトの運営行為を規制するにあたって憲法的観点から考慮すべき事項についてヒアリングも行われ、著作権者の利益の保護と表現の自由とのバランスについて留意することが確認された。このようなヒアリングを踏まえつつ、緊急に対応する必要性が高い悪質な行為類型を整理しながら具体的な対応策について検討が進められた。

2018年12月7日開催の法制・基本問題小委員会では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応を含む中間まとめが行われた。今後、小委員会での最終的な議論が取りまとめられれば、著作権分科会に報告のうえ、早ければ、2019年の通常国会にリーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為を規制する著作権法改正法案が提出される見込みだ。

サイトブロッキングをめぐる検討経緯

サイトブロッキングとは、インターネットユーザーが、海賊版サイトなど一定のウェブサイトへアクセスしようとする場合に、アクセスを遮断するものだ。イギリスやフランス、オーストラリアでは、著作権を侵害するサイトへのブロッキングを命じるよう裁判所に対して求める制度があり、実際に適用された事例もある。また、わが国でも、業界団体による自主的な取組として、児童ポルノ画像を掲載するサイトに対してサイトブロッキングが行われている。

インターネット上における海賊版対策として、とりわけサイトブロッキングに注目が集まったのは、大量の漫画や雑誌が違法にアップロードされていた「漫画村」などによる被害のため、政府が2018年4月13日に「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」(以下「緊急対策」)を打ち出したことによる。この「緊急対策」の中で、海賊版サイトへのサイトブロッキングを「法制度整備が行われるまでの

間の臨時的かつ緊急的な措置として、特に悪質な海賊版サイトのブロッキングについては、通信の秘密や表現の自由との関係でも、緊急避難の要件を満たす場合には、その侵害について違法性が阻却されるものと考えられる」として、あくまで民間事業者による自主的な取組として「漫画村」などのサイトに限定して、サイトブロッキングが適当であるとしたのだ。

そもそもサイトブロッキングには、通信事業者がインターネットのユーザーがどのようなサイトにアクセスしようとしていたのかをチェックする必要があるため、電気通信事業法4条1項が定める「通信の秘密」に違反し、憲法21条2項が定める「検閲」の禁止や「通信の秘密」を侵すおそれがある(図)。

そこで「緊急対策」では、一定の要件の下、「急迫の危難を避けるためにやむを得ず他人の法益を害すること」という、刑法上の「緊急避難」という考え方をもち出したのだ。

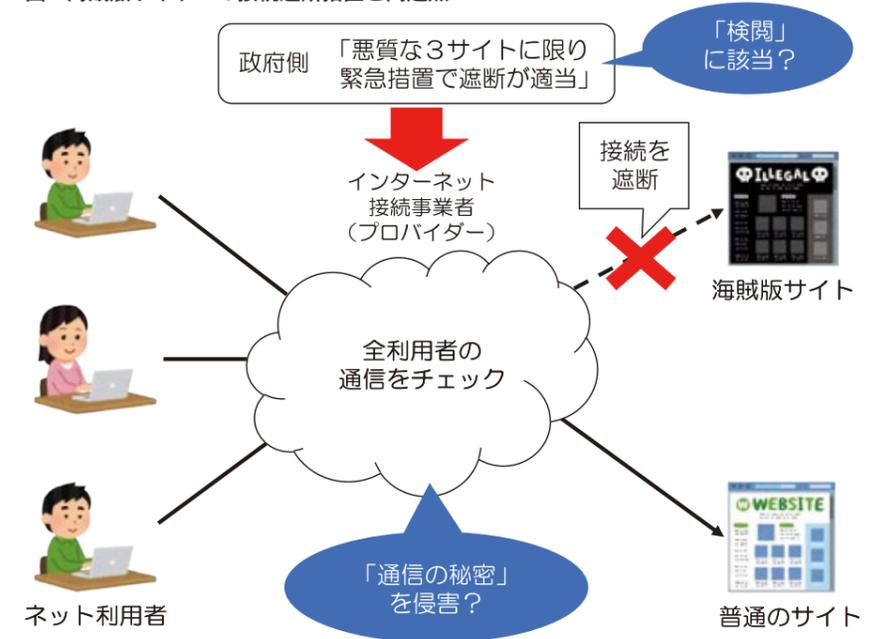
このような「緊急対策」を受けて、NTTグループ3社はサイトブロッキングの実施を発表したが*3、実施前に「漫画村」などのサイトが実質的に閉鎖状態にあったため、サイトブロッキングの実施までには至らなかった*4。

このような「緊急対策」の一方、政府はサイトブロッキングの法的根拠を明確にするために、知的財産戦略本部に「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議(タスクフォース)」を設置し、検討を進めた。

この検討過程では、甚大な被害をもたらしている海賊版対策のためにはサイトブロッキング以外の方法はなく、導入が必要であるとする意見がある一方で、サイトブロッキングの導入は通信の秘密を侵し、著作権侵害だけでなく、名誉棄損やプライバシー侵害にもサイトブロッキングが導入されるおそれがあるとの意見などサイトブロッキングの導入に反対する意見もあった。

また、アメリカでの裁判を通じて、「漫画村」のサイト運営者とみられる

図：海賊版サイトへの接続遮断措置と問題点*2



者が特定され、直接訴えを提起することも可能になることからサイトブロッキングを導入するための前提条件に揺らぎも見られた。結局のところ、サイトブロッキングの導入に根強く反対する意見もあり、タスクフォースでは中間まとめすら行うことができず、無期限延期となってしまった。

効果的なインターネット上の海賊版対策はあるのか？

リーチサイトの規制については、著作権法改正が見込まれる一方、サイトブロッキングについては、先行きは不透明な状況だ。では、そもそも効果的なインターネット上の海賊版対策というものはあるのだろうか。

リーチサイトの規制やサイトブロッキング以外にも、例えば、インターネット上の海賊版対策となり得るものとしては、法制・基本問題小委員会制度改正に向けた議論が進められてい

る書籍や漫画など静止画像の違法ダウンロードのほか、海賊版サイトへの広告出稿を禁止することも考えられるだろう。また、ユーザーが海賊版サイトを利用しなくなるように著作権意識の普及・啓発を図ることや、インターネットにおける正規流通を促進し、インターネットのユーザーが海賊版サイトを利用しなくとも、コンテンツを享受し易い環境を整備することも考えられるだろう。さらには、国境を簡単に越えることができるインターネット上の海賊版対策については国際的な協調も不可欠と言えるだろう。

とりわけ、インターネット上の海賊版対策は、リーチサイトの規制やサイトブロッキングをめぐる議論を見ても、「表現の自由」や「通信の秘密」との関係が問題になりがちだ。唯一効果的なインターネット上の海賊版対策というものはなく、様々な施策を総合的に考えていく必要があるだろう。

(著作隣接権総合研究所 君塚陽介)

*1：leechとは、「寄生する」の意味

*2：2018年7月5日付朝日新聞「教えて！サイト接続遮断 [1]」掲載の図を基に作成

*3：2018年4月23日付日本電信電話株式会社ほかプレスリリース「インターネット上の海賊版サイトに対するブロッキングの実施について」

*4：2018年8月4日付河北新報ほか

中小規模利用者向けの権利処理について ―APECワークショップより―

2018年10月23日～24日の二日間、わたって、アジア太平洋経済協力会議(APEC)「集中管理団体による中小規模の利用者向け権利処理の好事例」に関する作業部会(Workshop)が台湾の台北市で開催された。APEC参加国と地域からは、チリ、中国、インドネシア、マレーシア、メキシコ、タイ、ペルー、ロシア、ベトナム及び台湾の政府関係者と民間の事業者(放送事業者やホテル・飲食業等)代表ら約180名が出席し、同作業部会に招かれた日本(JASRACと芸団協CPRA)、韓国(KOMCAとRIAK)及び豪州(APRA(音楽)とCopyright Agency(文芸・画像))の著作権等の集中管理団体(CMO)の専門家らと討議を行い、この分野における先進諸国の経験及び情報の共有を図っていた。

通信技術の進歩とネットワークの普及により、放送またはインターネットを介しての著作物等の伝達系の利用態様が飛躍的に増えて、また多様化している。これまでCMOの権利処理の相手は、主に大口の利用者(例:大手の放送事業者)であったが、増えつつある小口の利用者(例:中小または零細の事業者)に対して、如何にして公正、明快かつ効率的な権利処理の仕組

みを構築することができるのか、近年、喫緊の課題として各国政府と民間の両方によって認識され始めている。もちろん、これを実現するには、まずCMO自身の「透明性(Transparency)」と「責任(Accountability)」及び「優れた統治(Good Governance)」がしっかりと確立されなくてはならない。なぜなら、CMOの主たる役割は、CMO自身とその会員だけの利益追求ではなく、全権利者の権利を守る一方、利用者のためにも「公正かつ円滑な」利用と権利処理の環境や枠組みを整えることで、文化の発展に寄与することにあるから、とても大切なことであろう。

同作業部会では、こういったことを念頭に、先ず日本、韓国と豪州の専門家から、それぞれの国での好事例に関する報告があった。JASRACは、カラオケの誕生秘話と技術的進歩によるカラオケの楽しみ方の変化をユーモアたっぷりに紹介しながら、「録音権」、「演奏権」及び「公衆送信権」の権利処理の仕組みと実務を分かりやすく解説した。芸団協CPRAは、日本での実演家保護に関する法的枠組みと著作権隣接権の内容並びに指定団体制度の特性等をイラストで示しつつ、芸団協CPRAと日本国内のコミュニティ放送局との権利処理の実務及び経験を詳しく紹介した。

ほか、韓国KOMCAとRIAKは、著作者とレコード製作者の立場から、オンライン利用が進んでいる韓国音楽市場の特徴に触れながら、各CMOが取り組んでいるオンライン権利処理の仕組みと進捗状況等を報告した。

豪州APRAからは、同国と周辺国(市場規模の小さいニュージーランドや太平洋諸島の一部)の間で推進されている音楽の著作物と録音物に係る諸権利の合同集中管理(窓口の一本化「One Music」)の試みに関する紹介と解説が

あった。中小規模の利用者にとっても利用しやすい権利処理の仕組みの構築が重要になっているという。一方、Copyright Agencyからは、豪州国内での「文芸と画像(著作物)」の利用をめぐって、利用目的と利用者によっては権利処理が細分化されることもあるとの紹介があった。また、著作権思想の啓発普及、集中管理の必要性及びCMOへの理解を深めるため、YouTubeを活用したアニメによるガイダンス展開といった広報活動にも積極的に取り組んでいるという。

地元台湾の音楽著作権集中管理団体MUSTは、観光バスや飲食・小売店等での音楽利用について、演奏権の権利処理の実態を紹介した。音楽の違法利用をなくすためには、権利者による広報活動の積極的展開、並びに公正、明快かつ効率的な権利処理の仕組みを構築することが大事だと強調した。

専門家らの報告を受けて参加者からは、「複数の権利処理窓口の存在は利用者にとって望ましくない」との意見があるほか、「国による利用料の料率設定基準と決定の方法の違い」に関する質問や「中小規模事業者に押し掛かる権利処理の負担軽減を求める」との声が多数あった。各国の政府関係者からは、集中管理の透明性と効率化に関して政府の果たす役割は、監督や監視に止まるべきではなく、場合によっては、権利者と利用者による協議の場を設けること、あるいは法整備をもって集中管理の促進を支援することが必要ではないか、との意見があった。

今回の作業部会の結果を受けて、APEC知的所有権専門家グループ(IPEG)は、これまでに参加国と地域の間で進められてきた関係者へのアンケート調査の結果をも分析、統計したうえで、APEC参加国と地域の政府関係部門、CMO並びにこの分野の実務家のための有用なガイドラインを作成する予定である。

(著作隣接権総合研究所 増山 周)



韓国FKMP・キム会長ほか一行が来訪

11月30日、韓国FKMP(音楽実演家連合)のキム・ウニョン会長ほか理事・職員約40名の来訪を受けた。



韓国FKMPとは2010年の双務契約締結以降、交換研修プログラムの実施など交流をはかり友好的関係を築いてい

る。これまでの芸団協CPRAの支援に対して直接お礼を申し上げたいとの意向を受け、野村萬会長はじめ福島明夫常務理事、椎名和夫常務理事らが対応した。野村会長主催のレセプションにおける

歓迎挨拶では「これからも共に文化芸術の大輪の花が咲き誇る国を目指しましょう」との挨拶があり、キム会長からもお礼が述べられ、和やかに歓談が行われた。

また、午前は芸能花伝舎にて、運営などの説明を行ったのち施設を見学。午後にはオペラシティにて、日本の音楽配信市場や著作権法改正の動向、SCAPRのデータベースのほか、MPNによる演奏家情報の収集方法について説明も行われた。

(海外業務課 小島京古)

フィリピンPRSPに研修を実施

12月3日～7日の5日間、フィリピン実演家権利管理協会(PRSP)からDebra Anne P. Gaite事務局長、分配・データ管理担当Genor L. Kasiguran氏、会員管理担当Mary Crystal Alojipan氏の3名を受け入れ研修を実施した。

PRSPは、2002年に設立されたものの、団体として機能し始めたのは2012年であり、更に国内事情によって、いまだ安定した徴収分配には至っていない。そのため、各講義では積極的な質問がなされ、活発な意見交換が行われ

た。特に分配額の算出方法、委任情報の管理、海外団体との契約条件等に関心が高く、実りある研修となった。

2010年度より韓国、マレーシア及びインドの団体を受け入れてきた本研修は、アジアの団体の育成支援という海外徴収・分配委員会の事業計画の大きな柱の一つになっている。PRSPが権利管理の実務の基盤を整えられるよう



今後も継続して協力していくとともに、他の団体に対しても同様の働きかけを積極的に行っていく。

(海外業務課 川崎 佑)

ALAI 研究大会がモントリオールで開催

2018年のALAI(国際著作権法学会)大会が、9月13日、14日に、カナダのモントリオールで開催された。大会のテーマは“Copyright in Action-International Perspectives on Remedies”とされ、国際的な著作権侵害への対応や救済手段等について、民事(損害賠償・差止め)、刑事、サイトブロッキングなどの救済手段が多角的に議論された。

大会初日は損害賠償・差止め、刑事罰といった救済手段について議論された。損害額の算定に関して、経済分析の試み

がなされ、例えばラジオでは、本来は収益の28%が権利者に支払われるべきであるが、現実の額は非常に小さいとの指摘があった。

大会二日目には、デジタル・インターネット時代の対応や裁判外紛争処理手続などの救済制度が議論された。サイトブロッキングに関する報告もあり、海賊版対策にかかるコストを関係者が等しく負担し、社会的コストを最小化する手段を検討すべきとの意見があった。また、著作者や実演家に対する公平な報酬の確保

の観点から、情報の透明化や、契約条件の修正に係る諸制度について報告があった。各国では契約の書面化、権利の全面移転の禁止、ベストセラー条項、契約を終了する権利等が導入されている。

インターネット上の著作権侵害をはじめとして、国境を越える侵害事例は今後も増加すると考えられるため、引き続き、各国の制度や議論の状況を注視する必要がある。

(企画部法務課 黒田智昭)

■著作権分科会の動向について

著作権分科会に設置された、三つの小委員会での議論が進められている。

〔法制・基本問題小委員会〕

9月10日開催の第3回では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為について論点整理が行われた。第4回以降は、書籍や漫画など静止画像のダウンロード違法化に関する議論を中心に進められた。12月7日開催の第7回では中間まとめが行われ、リーチサイトの規制に向けた制度改正のほか、静止画像も、音楽や映像と同様にダウンロード違法化する方向で進められている。今後、パブリックコメントを経て、最終的な報告が取りまとめられる予定である。

〔著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会〕

10月から12月にかけて、第4回から第6回までが開催され、椎名和夫芸団協常務理事が出席した。私的録音録画におけるクリエイターへの適切な対価還元の手段を議論した。12月4日開催の第6回では審議経過報告案について議論された。審議経過報告案では、「クリエイターへの対価の還元」及び「補償すべき範囲」のほか、今年度に議論が深められた「対価還元の手段」に関する議論を整理している。小委員会では、引き続き審議経過報告案について議論される予定である。

〔国際小委員会〕

12月19日に第2回が開催され、松武秀樹芸団協常務理事が出席した。絵画など美術著作物がオークション等で転売される際に、一定の配分を受けられる「追及権」について、有識者・関係者へ

のヒアリングなどがあった。

■TPP11発効に伴う改正著作権法の施行

日本を含む6カ国の国内手続きが完了し、2018年12月30日にTPP11が発効した。これに伴い、著作物等の保護期間延長や配信音源の二次使用料請求権の付与などを含む改正著作権法が、同日から施行されている。改正著作権法の施行により、実演の保護期間が実演後50年から70年に延長される。ただし、これまでに進められた実演については、改正著作権法が施行される前日（12月29日）に著作権法による保護を受けていた実演が対象となり、既に保護期間の満了した実演は対象とならない。

■マレーシア国内通商・消費者省大臣らが来訪

11月14日、マレーシア国内通商・消費者省のDatuk Seri Saifuddin Nasution Ismail（ダトゥ・スリ・サイフディン・ナスティオン・イスマイル）大臣らが、マレーシア知的財産公社（MyIPO）関係者と共に来訪し、野村萬芸団協会会長や常務理事らと歓談した。

今回の来訪は、マレーシアにおける著作権等集中管理団体の機能向上のための視察が目的。歓談に先立って、日本における実演家の権利保護や、芸団協CPRAの取組について説明も行われ、大臣らは熱心に耳を傾けていた。



大臣一行と野村会長ら

内海庸介

一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN
分配部部長

朝晩の冷え込みが厳しさを増してきました。寒さは苦手ですが、娯楽と味覚に惹かれ冬は好きな季節です。中でも欧州サッカーは、各国のリーグ戦やその上位チームがしのぎを削る「UEFAチャンピオンズリーグ」が大詰めを迎え目が離せません。スター選手が織りなすハイレベルなプレイはもちろん、最近ではエンターテインメントとしての質も飛躍的に向上しています。特にスタジアムに設置した複数の高解像度カメラの画像を擬似的に合成する「自由視点映像」という技術は、カメラのないアングルからもプレイを鑑賞できるなど、これまでにない臨場感をもたらし、東京オリンピック・パラリンピックでの活用も期待されています。

試合の視聴方法も様変わりしました。地上波や衛星放送による放映は配信型サービスに移行しつつあり、より多くのラインナップを手軽に楽しめるようになりました。かくいう私も、音楽、映像、スポーツ観戦とサブスクリプション漬けの日々を送っています。

しかし、人間とは不思議なもので、利便性や革新性への興味が一段落すると、その反動から面倒なものが恋しくなるようです。このところのアナログレコードの再評価も一時的なブームの枠を越え、カルチャーとしてしっかり根付いてきました。わが国でも「レコード・ストア・デイ」「レコードの日」「RSD BLACK FRIDAY」などレコードファンが集うイベントがいくつも開催され、古きよき名盤から新譜にいたるまで多くの作品が発売されています。近ごろでは「フィジカルリリースはアナログ盤のみ」という作品も増え、レコードファンには嬉しい限りです。

毎日を慌ただしく過ごす自分にとって、レコードに針を落としてじっくりと音楽を聴く時間や、会場に足を運んで生のエンターテインメントに触れる瞬間は、つくり手の情熱と向き合う掛け替えのないひとときであり、これから先も大切にしていきたいと思ひ感じています。

CPRA NEWS VOL.91 通巻91号 2019年1月1日発行
発行/実演家著作隣接権センター 編集/芸団協 CPRA 法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター (CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F
TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614
<http://www.cpra.jp>



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、
文化を大切にする社会の実現を求め
活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>